

大規模地震・津波災害応急対策対処方針（応対方針）の概要

（平成29年12月21日中央防災会議幹事会決定、令和8年7月13日最終改定）

- 大規模地震・津波災害応急対策対処方針は、防災基本計画を踏まえ、大規模地震・津波災害が発生した際に、各機関がとるべき行動内容等を定めるもの。（大規模地震以外の災害についても必要に応じて準用）
- 災害応急対策の目安として、タイムライン（時系列の行動計画表）※を定め、これを踏まえ、政府が実施する応急対策活動と防災関係機関の役割を示している。

※タイムラインでは、人命救助のために重要な72時間を考慮した警察、消防、自衛隊等の各部隊における被災地の救助・救急、消火活動に加え、DMATの派遣等の医療活動、プッシュ型支援による物資調達、被災者の生活支援、インフラの復旧等までの、概ね大規模地震発生後1か月間に行う災害応急対策活動に重点を置いて記載。

1. 初動体制の確立 緊急災害対策本部、現地対策本部等の設置の考え方、役割	9. 避難者支援 避難所の確保、広域一時滞在の実施、応急仮設住宅等の提供
2. 被害情報等の取扱い 被害情報等の迅速な収集、適正な整理・分析・共有	10. 帰宅困難者等への対策 一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、徒歩帰宅者への支援
3. 緊急輸送のための交通の確保 緊急輸送ルート等の点検・啓開、海上交通、空路等の確保	11. 保健衛生等に関する活動、災害廃棄物等の処理 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動、災害廃棄物等の処理
4. 救助・救急、消火活動等 警察、消防、自衛隊等の救助・救急活動、その支援等を行う 国土交通省TEC-FORCEの活動	12. 社会秩序の確保・安定等 物価・供給体制の安定、治安の維持、首都中枢機能の確保
5. 医療活動 DMATの派遣、広域医療搬送、地域医療搬送、避難所等における 保健・医療・福祉サービスの提供等	13. 二次災害の防止活動 迅速な注意喚起、調査・点検、応急措置、避難誘導の実施
6. 物資の調達 プッシュ型支援、物資輸送における役割分担、広域物資輸送拠点の確保	14. 防災関係機関間の応援体制の確保 国、都道府県の役割分担に基づく広域応援体制の確保
7. 燃料供給 「系列BCP」に基づく石油供給の早期構築、重点継続供給、優先供給	15. 内外からの支援の受入れ 海外からの物的・人的支援の受入れ手続、ボランティア・NPOの受入れ
8. ライフラインの復旧 優先復旧方針、応急復旧の実施	